

専門相談実施要領

(目的)

第1条 この要領は、豊中市市民相談室規則（昭和37年規則第29号）第2条第2号で規定する日常生活に関する法律相談その他専門相談（以下「専門相談」という。）の実施に関し、市民の利用に必要な事項を定めることを目的とする。

(専門相談の種類)

第2条 相談の種類は、次のとおり。

- (1) 弁護士相談
- (2) 税理士相談
- (3) 司法書士相談
- (4) 行政書士相談
- (5) 土地家屋調査士相談
- (6) 宅地建物取引士相談
- (7) 公証人相談

(専門相談の方法)

第3条 専門相談の方法は、面談、電話、オンライン会議システムとする。その際、録音及び録画等による記録は認めない。

2 相談者一人当たりの相談時間は、25分以内で設定する。

(相談場所)

第4条 面談での相談は、豊中市役所第二庁舎内で実施する。

(費用等の負担)

第5条 専門相談の相談料は、無料とする。ただし、オンライン会議システムでの相談にかかる通信費等の費用は、相談者の負担とする。

(専門相談の申込み)

第6条 専門相談は、電話又はオンライン予約システムによる予約制とする。

- 2 弁護士相談、税理士相談及び司法書士相談の電話による申込みは、相談日の前日（土曜日に実施する場合は、相談日の属する週の水曜日）の午前9時から先着順で受付する。また、行政書士相談、土地家屋調査士相談、宅地建物取引士相談及び公証人相談の電話による申込みは、相談日の前週の同一曜日の午前9時から先着順で受付する。ただし、いずれもその日が豊中市の休日を定める条例（平成2年条例第11号）による休日である場合は、直前の開庁日に受付する。
- 3 オンライン予約システムによる申込みは、相談日の前週の同一曜日の午前0時から相談日の2開庁日前の午前中までの間、先着順で受付する。ただし、申込みが可能な相談は、弁護士相談、税理士相談、司法書士相談、行政書士相談及び土地家屋調査士相談とする。
- 4 各専門相談における同一相談者の予約は、1年度当たり2回を超えて受付しない。また、同一日の同一専門相談における複数回の予約は受付しない。
- 5 裁判所で係争中のものは、受付しない。その他専門相談の目的に適しないと認められる内容の相談は、受付しない。
- 6 第2項又は第3項の規定により予約をした者が、指定の日時に相談を行う場所に来所しないとき、または、通信による応答のないときは、当該相談を1回利用したものとみなす。また指定の時間に遅れた場合の相談は、予約時間の終了時刻までとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- この要領は、平成25年4月1日から実施する。
- この要領は、平成26年8月20日から実施する。
- この要領は、平成27年4月1日から実施する。
- この要領は、平成28年8月1日から実施する。
- この要領は、平成30年4月1日から実施する。
- この要領は、令和3年4月1日から実施する。
- この要領は、令和3年8月27日から実施する。
- この要領は、令和4年2月1日から実施する。
- この要領は、令和4年4月1日から実施する。
- この要領は、令和7年4月1日から実施する。
- この要領は、令和8年3月30日から実施する。